

	消費性資金型	事業性資金型																
融資形態	証書貸付	証書貸付																
対象者	日本国内の当組合の営業エリア内に居住又は勤務先がある個人(個人事業主を含む)で、以下のすべての要件を充たす方 ・当組合の組合員又は組合員となる資格を有する方 ・融資実行時における年齢が原則満 20 歳以上の方 ・制限行為能力者(未成年、成年被後見人、被保佐人及び被補助人)でない方 ・日本国籍を有する方。(但し、外国籍で永住者の在留資格がある場合は対象。) ・安定継続した収入のある方(給与所得者、法人役員、個人事業主、年金受給者等)	日本国内の当組合の営業エリア内に居住又は勤務先がある個人・個人事業主又は日本国内に本店を有する法人で、以下のすべての要件を充たす方 ・当組合の組合員又は組合員となる資格を有する方 ・個人・個人事業主の場合、融資実行時における年齢が原則満 20 歳以上の方 ・個人・個人事業主の場合、制限行為能力者(未成年、成年被後見人、被保佐人及び被補助人)でない方 ・個人・個人事業主の場合、日本国籍を有する方(但し、外国籍で永住者の在留資格がある場合は対象) ・個人・個人事業主の場合、安定継続した収入のある方(給与所得者、法人役員、個人事業主、年金受給者等) ・法人の場合、代表者が日本国籍を有する方(ただし、外国籍で永住者の在留資格がある場合は対象)																
担保対応エリア	全国(沖縄本島、淡路島以外の離島を除く)	全国(沖縄本島・淡路島以外の離島を除く)																
資金用途	自由(但し、事業性資金、投機資金は除く) 自宅の購入、修繕、改築資金、セカンドハウス購入、購入時のローン借り換え等	事業性資金 ・借り換え、納税資金、設備資金等 ・宅地建物業者の仕入資金 ・収益不動産の購入、修繕・改築資金、購入時ローンの借り換え等																
融資金額	原則、300 万円以上 5,000 万円以下(10 万円単位) ※但し、不動産関連資金の場合 300 万円以上 1 億円以下(10 万円単位)	原則、300 万円以上 1 億円以下(10 万円単位) ※但し、不動産関連資金の場合 300 万円以上 3 億円以下(10 万円単位)																
返済期間	1 年以上 25 年以内(1 年単位) ※但し、不動産関連資金の場合 1 年以上 35 年以内(1 年単位)	1 年以上 25 年以内(1 年単位) ※返済期間が期日一括返済方式の場合は 2 年以内とする ※不動産関連資金の場合 1 年以上 35 年以内(1 年単位) ※宅建業者のプロジェクト資金は原則 2 年まで																
返済方式	元利均等返済方式(資金用途により、元金据置 2 年まで可) 半年ごと増額返済の併用(融資金額の 50%以内(1 万円単位))は可とする。	元利均等返済方式、元金均等返済方式、期日一括返済方式(最長 2 年) (元利均等返済方式、元金均等返済方式は元金据置 2 年まで可)																
融資利率	当組合の所定利率(年 2.50%~年 9.00% 保証料含む) ・変動金利(長期プライムレート連動) ・固定金利(固定期間 3 年、5 年、10 年、全期間)	当組合の所定利率(年 2.50%~年 9.00% 保証料含む) ・変動金利(長期プライムレート連動) ・固定金利(固定期間 3 年、5 年、10 年、全期間)																
遅延損害金	年 14.60%	年 14.60%																
事務手数料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資金額</th> <th>1,000 万円未満</th> <th>1,000 万円以上 3,000 万円未満</th> <th>3,000 万円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務手数料</td> <td>85,000 円+消費税及び地方消費税相当額</td> <td>100,000 円+消費税及び地方消費税相当額</td> <td>120,000 円+消費税及び地方消費税相当額</td> </tr> </tbody> </table> ・登記関係費用、その他当組合所定費用は別途必要	融資金額	1,000 万円未満	1,000 万円以上 3,000 万円未満	3,000 万円以上	事務手数料	85,000 円+消費税及び地方消費税相当額	100,000 円+消費税及び地方消費税相当額	120,000 円+消費税及び地方消費税相当額	・資金用途が不動産関連資金以外の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>融資金額</th> <th>1,000 万円未満</th> <th>1,000 万円以上 3,000 万円未満</th> <th>3,000 万円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務手数料</td> <td>85,000 円+消費税及び地方消費税相当額</td> <td>100,000 円+消費税及び地方消費税相当額</td> <td>120,000 円+消費税及び地方消費税相当額</td> </tr> </tbody> </table> ・資金用途が不動産関連資金の場合は、事務手数料は、融資金額の 1%+消費税及び地方消費税相当額とし、上限の定めはないものとする。 ・登記関係費用、その他当組合所定費用は別途必要	融資金額	1,000 万円未満	1,000 万円以上 3,000 万円未満	3,000 万円以上	事務手数料	85,000 円+消費税及び地方消費税相当額	100,000 円+消費税及び地方消費税相当額	120,000 円+消費税及び地方消費税相当額
融資金額	1,000 万円未満	1,000 万円以上 3,000 万円未満	3,000 万円以上															
事務手数料	85,000 円+消費税及び地方消費税相当額	100,000 円+消費税及び地方消費税相当額	120,000 円+消費税及び地方消費税相当額															
融資金額	1,000 万円未満	1,000 万円以上 3,000 万円未満	3,000 万円以上															
事務手数料	85,000 円+消費税及び地方消費税相当額	100,000 円+消費税及び地方消費税相当額	120,000 円+消費税及び地方消費税相当額															
返済日	毎月任意日(当組合休業日の場合は翌営業日)	毎月任意日(甲の休業日の場合は翌営業日)																
担保	・債務者又は債務者の親族(三親等以内)が所有する不動産に保証会社を担保権者とする抵当権を設定 (保証会社が指定する司法書士が担保権設定手続きを実施する) ※債務者以外の物件所有者は、物上保証人とする。 ※返済方式が、元金据置の場合は根抵当権を設定	以下いずれかの不動産に乙を担保権者とする根抵当権を設定する。 (保証会社が指定する司法書士が担保設定手続きを実施する) (1)債務者が個人・個人事業主の場合 ①債務者が所有する不動産 ②債務者の親族(三親等以内)が所有する不動産 (2)債務者が法人の場合 ①法人が所有する不動産 ②法人代表者又は法人代表者の親族(三親等以内)が所有する不動産 ③法人の役員が所有する不動産 ※債務者以外の物件所有者は、物上保証人とする。																
連帯保証人	原則、不要 総合的判断により乙が必要と判断した場合、連帯保証人として契約	総合的判断により保証会社が必要と判断した場合を除き、原則不要 ※但し、債務者が法人の場合、法人代表者は連帯保証人とする																
団体信用生命保険	任意加入可能。なお、付保する場合、保険料分を融資利率に上乗せする(団信謝絶でも審査続行可能)	法人の場合、団信加入不可。 個人、個人事業主の場合、任意加入可。付保する場合は、保険料分を融資利率に上乗せする。団信謝絶でも審査続行可能。																
保証会社	㈱セゾンファンデックス	㈱セゾンファンデックス																